

記載要領等

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）

《使用目的等》

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用してください。

届出書の2(1)の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りです。以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(2)の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(3)の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(4)の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

(注) 1 「認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

(1) 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日までである場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10

＜災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置） 記載要領等＞

年を経過する日までの期間をいいます。

なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

- (2) 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

- 4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

- 5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上 100%未満	40%
100%以上	80%

- 6 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上 100%未満	40%
100%以上	80%

《提出期限》

この届出書の提出期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日です。

- 1 非上場株式等を贈与により取得した場合 災害等の発生した日から10か月を経過する日
- 2 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日
 - (1) 災害等の発生した日前に相続等があったとき 災害等の発生した日から10か月を経過する日
 - (2) 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき 相続税の申告書の提出期限

《記載要領等》

- 1 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」には、災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日等を記載してください。
- 2 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」には、災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた(1)から(4)のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。
- 3 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(4)に応じて次のいずれかの書類を提出し

＜災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置） 記載要領等＞

てください。

	添付書類
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第 13 条の 2 第 4 項の <u>確認書</u> （同条第 1 項第 1 号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第 2 項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>
(2)	円滑化省令第 13 条の 2 第 4 項の <u>確認書</u> （同条第 1 項第 2 号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第 2 項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>
(3)	円滑化省令第 13 条の 2 第 4 項の <u>確認書</u> （同条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第 2 項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>
(4)	円滑化省令第 13 条の 2 第 4 項の <u>確認書</u> （同条第 1 項第 5 号又は第 6 号に係るものに限りします。）の <u>写し</u> 及び同条第 2 項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限りします。）の <u>写し</u>

（注） 「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。